

令和3年度 集団指導

指定地域密着型サービス事業者【通所系】

過去の指摘事例等を

踏まえた留意点

---

太田市福祉こども部 社会福祉法人監査室

## 1. 「勤務表」について

---

利用者に対して適切なサービスを提供できるように、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない

### 【間違いやすい点】

- ・月ごと（月初～月末まで）で作成する。
- ・従業者の日々の勤務時間を明確にする。
- ・常勤、非常勤を区別する。
- ・管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置及び勤務時間を明確にする。
- ・兼務関係を明確にする。

## 2. 「地域との連携等（運営推進会議）」について

---

運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、当該サービス事業について知見を有する者等により構成され、おおむね6月に1回以上の頻度で開催する

### 【間違えやすい点】

- ・必要な開催頻度を考慮し、計画的に開催されていること。
- ・会議は記録を作成し、当該記録は公表すること。  
(個人情報取扱いには注意する)
- ・必要な構成員が確保されていれば、必ずしも全員の参加は要しない。

### 3. 「個人情報同意」について

---

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない

#### 【間違いやすい点】

- ・利用者の同意だけでなく、その家族（代表者）の同意も得なければならない。例えば、家族が遠方に住んでいる等であっても、個人情報を使用する場合は家族の同意を文書により得る必要がある。

## 4. 「利用者負担の適否」について

---

利用者負担とすることができる『その他日常生活費』について、利用者又は家族の希望に基づき事業者が介護サービスの一環として提供する日常生活上必要となるものに係る経費とする（例：歯ブラシ、化粧品、クラブ活動やレク費 等）

### 【間違えやすい点】

- ・利用者の希望によらず事業者が一律に提供する身の回り品やレク材料費等は、その他日常生活費には含まれず、介護報酬の単位に含まれる。（利用者負担は不適切である。）

### 【本市において利用者負担は不適切と判定した費用（一例）】

清拭布、介護用手袋、失禁シート、ティッシュペーパー、とろみ剤、シリンジ、口腔ケアティッシュ、車椅子レンタル代、シートクリーニング代

## 5. 「介護計画の作成」について

---

管理者は、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境等を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成し、その実施状況等を管理しなければならない

### 【間違いやすい点】

- ・説明、同意、交付が適正になされている。
- ・モニタリング結果を記録し、実施状況や評価を利用者又は家族に説明する。

※上記について、文書で記録しておくが良い。

## 6. 「身体拘束」について

---

原則として禁止されているが、『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状態や切迫性等について十分検討した上で、その内容を詳細に記録しなければならない

### 【間違いやすい点】

- ・拘束が必要な理由、方法、時間帯及び拘束期間について、利用者又は家族に対し説明する。
- ・身体拘束の解除に向けた検討を随時行う。
- ・身体拘束を実施した際の利用者の心身の状態等について経過観察を行う。

※上記について、文書で記録を残すこと。

## 7. 「サービス提供の記録」について

---

サービスを提供した際には、提供日、サービス内容その他必要な事項を、サービス計画の書面又は利用票等に記載しなければならない

### 【間違えやすい点】

- ・医療行為（経管栄養の栄養剤注入、喀痰吸引等）を行った際は、有資格者（看護職員等）が実施したことがわかるよう実施者名、日時、内容等を具体的に記録すること。
- ・個別機能訓練加算を算定する場合も上記同様に、実施者名、日時、内容等が明確にわかるよう記録すること。



## 【参考資料】

- 条例：太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（H25.3.21条例第9号）
- 規則：太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則（H18.3.29規則第15号）
- 解釈通知：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
- 報酬告示：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚労省告示第126号）
- 留意事項：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

# 令和3年度集団指導 受講報告について

---

※以下のリンクより、受講報告をお願いいたします。

これをもって、今年度の集団指導へ参加いただいたものとさせていただきます。

(リンク)ぐんま電子申請受付システム

【URL】

[https://s-kantan.jp/city-ota-gunma-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=6795](https://s-kantan.jp/city-ota-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6795)



**受付締切 : 令和4年3月22日(火)**